

平成24年6月14日
新潟市契約課

建設コンサルタント登録業者 各位

建設コンサルタントの最低制限価格固定制の試行について

市が発注する建設コンサルタント業務委託は、過度な低入札価格による業務の質の低下を防ぎ、業務の確実な履行を確保するため、最低制限価格を適用していますが、今後の実効あるダンピング対策の充実を図るため、現在試行している最低制限価格変動制のほかに、下記のとおり一部の案件で最低制限価格固定制を試行します。

1. 実施方法等について

○対象案件	・ 予定価格100万円超の土木関係建設コンサルタント業務（電子入札に限る）の指名競争・一般競争入札の一部で予定価格事後公表案件
○対象案件表記	・ 「入札通知書の工事概要」欄に「最低制限価格固定制試行案件です。」と表記します。
○失格と固定制の設定方法	・ 固定率を下回る入札は失格とします。 ・ 最低制限価格固定制の設定方法は予定価格（税抜き）の10分の6から10分の8.5以内の範囲で契約執行職員が設定 ・ 設定方法は適正な競争を阻害するおそれがあることから、非公表とします。
○金額単位	・ 金額は千円単位
○落札者の決定	・ 予定価格以内、最低制限価格以上の範囲内で、最低価格入札者を落札者とします。

2. 実施時期について

平成24年7月1日以降の入札公告及び指名通知分から一部試行する。